

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
畜産事業者は今や経営者だ！① 志渡 和男
- ② 明日への息吹
負債整理病から脱却できた人々 小野地 一樹
- ③ おしらせ
平成19年度からの肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)の契約について
- ④ あいであ&アイデア
生産性の向上と労働力の低減を目指した牛舎設計 田中 隆介
- ⑤ 牛肉・豚肉、子牛市況

観 中央畜産会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
虎ノ門17森ビル(15階)
TEL.03-3581-6685 FAX 03-5511-8205
URL <http://jlia.lin.go.jp/>
E-mail: jlia@jlia.jp

セミナー

経営技術

畜産事業者は今や経営者だ！①

—経営意識の確立のための青色申告活用法—

志渡 和男

記帳の必要性

(1) 経営意識の高い「経営者」とは

仕事の関係で全国を回ってみると、畜産事業者にはなんとすばらしい「経営者」が大勢いるのかと驚かされることがあります。それは、自らの理想を持って経営に取り組み、その実現に向かって着実に歩みを進めている経営意識の高い「経営者」です。このような人たちは年間売上高が数億円、あるいは数十億に達し、年間報酬額が千万円単位になっています。

しかし、残念ながら中には「経営者」として発展途上にある畜産事業者も少なくありません。ではどこに違いがあるのでしょうか。簡単にいうならば、計数管理をしているかい

ないかに違いがあるように感じられます。今回はこの点について考えてみたいと思います。

農業経営の場合には一般の企業に比べて「経営者」が少ないといわれています。この理由を考えてみると、その要因は大きく二つあると思われる。一つは農畜産物を生産し、出荷するということに重点が置かれて経営の記録がおろそかにされてきたこと。もう一つは税金の申告が経営の記録を基にしたのではなく、長年の間、標準課税に慣れ親しんできたためではないかと考えられます。

一般の企業の場合には、仕入原価または生産原価以上に売り上げを確保しなければ利益が得られないため、おのずと経営記録をもとに販売原価や生産原価の意識の必要性を感じてきたこと。また、税金の申告も収支に基づ

いて行われていたことによって自然と経営意識が身についてきたことが考えられます。

経営意識の高い「経営者」の条件には次のような点が挙げられます。

ア．単なる生産から高い収益を目指す経営を目指している。

イ．家族経営から企業（的）経営への転換を志向している。

ウ．そのためには経営記録が必要と認識している。

- ・経営の実態を的確に記録し、経営成果を明らかにしている。
- ・経営を分析し、経営改善、合理化に役立っている。
- ・経営記録を税務申告にも役立っている。

（２）経営記録の必要性

このような経営意識の高い「経営者」に比べ、発展途上の事業者はどうでしょうか。

農業経営の発展過程を整理すると表１のようになります。これを見ても分かるように、

いまだ多くの畜産事業者が収支計算の第２段階に存在しているのではないのでしょうか。収支計算の段階では経営の実態を正確に把握することは困難です。畜産経営では他の農業経営に比べて多くの財産が必要となりますので、この財産の増減変化を把握し、経営に役立てなければなりません。

いくら技術が優れていても経営の財産をより有効に活用しなければ発展をし続けることは難しいといえます。このためには、「生産技術者」から「経営者」にならなければならないといえます。

そのためには収支計算から複式簿記へとワンステップアップを図り、自らの経営についての実態を数値化し、正確に把握することが必要となります。これには自らに一定の規制をかけてそれに向かって努力することが早道と考えます。経営意識の高い「経営者」になるために、まずは複式簿記による青色申告から始めてみてはいかがでしょうか。

（表１）農業経営の発展過程

経営形態	経営実態・会計	税務申告方法
第１段階 個人経営 前期	ドンブリ勘定（家計と経営未分離）	標準課税（個人）
第２段階 個人経営 後期	収支計算（家計と経営分離のめばえ）	青色申告（個人）
第３段階 企業的計算	複式簿記・個人法人 経営と家計の分離（預貯金等の区分明確化） 企業的会計の独立	青色申告（個人） 法人課税（青色）
第４段階 企業的経営	複式簿記・同族法人 企業的組織運営の確立（職能の分化） 個人利用・作業 → 共同利用・作業、組織化	青色申告（個人） 法人課税（青色）
第５段階 会社企業	複式簿記・同族法人・非同族法人 組織的運営の確立 資本と労働の階級分化	青色申告（個人） 法人課税（青色）

青色申告

(1) 青色申告のメリット

青色申告をすることには「正確な記帳」という一定の制約がありますが、それ以上に有利な点が多くあります。面倒がらずにこれからの「経営者」は、まず個人の青色申告から始めて、次には法人へと飛躍することを目指して進んでください。青色申告をすることによるメリットを生かすのは「経営者」としてのあなたです。

① 一般的メリット

- i 経営記録によって経営実態の把握ができる。
- ii 家計と経営の分離によって経営としての進展を図ることができる。
- iii 家族従事者に対して給与を支払うことにより労働意欲が高まる。

② 税務上のメリット

- i 複式簿記の場合、65万円が特別控除として所得から差し引くことができる（ただし、収支計算の場合は10万円の控除）
- ii 事業専従者に対する給与が必要経費とされる。

iii 特別償却や税額控除ができる。

iv 欠損金が出たときは3年間の繰り越しができる。

(2) 青色申告とは？

それでは青色申告とはどのようなものでしょうか。次に青色申告についてもう少し詳しく触れてみたいと思います。

記帳することで、自分の経営内容を把握することはもちろん一番大事なことです。この記帳の結果に基づいた税務申告をすると、税金が安くなるなど、経営に有利なさまざまな特典があります。

所得税の申告方法は、今までは経営規模や収入金をもとにした標準課税や、収入金課税による申告が行われていましたが、現在は記帳義務化や収支計算に基づいて申告するようになっています。これは、農業も本来あるべき記帳に基づいた所得を計算し、それをもとにした申告体制になったと考えるべきだと思います。

この青色申告は特に難しいことはなく、日々の経営の金銭の動きを一定の帳簿に記録し、その記録をもとに所得と税額を計算し、申告するという制度です。記帳はそれほど難しいことではありません。今はパソコンとい

《 簿記の意義 》

- ① 農業経営などの企業活動を行うには、財産が必要。この財産は常に増減する。この増減の把握が必要。これを記録するのが簿記。
- ② 経営を行う者は、企業の財産に影響を及ぼす事柄の明確な把握が必要。財産の増減等の原因や結果を分析し、次期の経営に役立てる。簿記はこれらを明らかにする。
- ③ 簿記は、企業の財産の増減の変動を記録する。そして計算をし、その結果と原因を明らかにする。

う計算に便利な道具があります。ほんの少し習うだけで誰でもできます（単式簿記から複式簿記に切り替える方法を後段で詳しく説明していますので参考にしてください）。この申告は通常の収支計算による申告（白色申告）に対し、決算内容に確実性があることから、数々の特典が与えられています。

（3）青色申告の主な特典

青色申告にはさまざまな特典がありますが、その主なものは次のようなものが挙げられます。

①65万円を特別控除として所得から差し引くことができます（単式簿記の場合は10万円の控除となります）。

青色申告者が「正規の簿記の原則」（一般には複式簿記）による記帳によって申告する際に損益計算書の他に貸借対照表を添付すれば、特別控除として65万円（ただし所得の範囲内）を差し引くことができます。貸借対照表の添付がなかったり、簡易帳簿の場合では10万円となります。

国税の納税額が税率10%の場合で6万5000円、20%の場合で13万円安くなることとなります。

②専従者に必要経費として給与を支払うことができます。

家族であっても事業に専従している場合には、通常の労働者と同様に給与を支払うことができ、それが必要経費として認められることとなります。白色申告の場合の専従者控除は、年間で50万円、配偶者の場合には65万円が認められるだけですので、そ

の有利性は大きいといえます。

③青色申告者は特別償却や税額控除ができます。

青色申告をしている場合には、通常の減価償却費のほかに特別償却や割増償却、または税額控除することができるものがあります。これによって減価償却を早く行い、資金を有効に活用することが可能です。

④欠損金が出たときには繰り越しをするか、前年の税金還付を請求できます。

赤字が生じた場合には翌年以降3年間にわたって繰り越すことができ、その金額を翌年以降の黒字から順次控除することが可能です。

また、前年に納税があった場合には、前年分の税金の還付を請求することができます。これは欠損金の繰り越しとの選択となっています。

そのほかにもまだ特典がありますが、ここに掲げたものだけでも白色申告に比べると相当の有利性があるといえます。

（4）青色申告のできる人

所得には10の種類がありますが、そのうちで青色申告をすることができるのは、次の所得のある人です。

- ①事業所得
- ②不動産所得
- ③山林所得

これらの所得のある人は、現金出納帳などの帳簿類に記録し、その帳簿類を保存することを税務署長に届け出て、承認を受けることが必要です。農業所得は事業所得に入りますので、もちろん青色申告をすることができます。

また、農業所得と合わせて不動産所得もある人は、農業だけではなく、不動産所得についても青色申告をすることになりますので、不動産についても記帳が必要となります。

(5) 青色申告の手続き

青色申告をしようとする場合には、次のような書類をその年の3月15日までに税務署長に提出して手続きをすることが必要です。

① 所得税の青色申告承認申請書

「所得税の青色申告承認申請書」は青色申告の承認を受けるための書類です。これは申請主義ですので、特別な理由で却下の通知がない限り、承認されたものとみなされます。最初の年にだけ手続きをすればよく、一度承認を受けると取りやめの手続きをしない限り、以降継続して青色申告の適用を受けることとなります。

② 青色事業専従者給与に関する届出書

専従者に給与を支払おうとする場合には、この届出書を税務署長に提出しなければ、支払った給与が必要経費として認められません。支払う給与の額を「青色事業専従者給与に関する届出書」に記入して、青色申告承認申請書と同時に提出します。

③ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

給与を支払う場合には、事業主はその給与に対する源泉所得税を毎月差し引いて、翌月の10日までに納付しなければならないことになっています。給与の支払いを受ける者が10人未満の場合には「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務

署長に提出すれば、1月～6月分は7月10日までに、7月～12月分は翌年の1月10日までというように、年2回の納付によって簡略化することが可能です。この書類も同時に提出するとよいでしょう。

このように青色申告するには難しい手続きは必要ありません。誰でも自分で手続きをすることができます。

(6) 単式簿記から複式簿記への切り替え方法

個人経営で単式記帳によって損益計算書だけが記帳されている場合に、貸借対照表を作成する方法を次に記述します。

損益計算書の決算終了時(決算期)における、通常「年月日現在」の農業経営で使用しているすべての財産の有り高を調査します。この場合、事業別に区分をしておくことが便利です。特に預金(貯金)については事業用と生活用にはっきりと区分をしておくことが大事です。

1) 資産

① 現金

収支計算で白色申告をしている場合には、事業で日常使用している手持ちの現金の有り高を調べ、その金額を計上します。なお、現金残高が明らかでない場合には、通常必要とする現金を家計から分離して事業用の現金として計上します。

青色申告を行っている経営の場合は、現金出納帳の記帳は義務となっているため、12月31日現在の現金残高が必ず記入されているはずですから、その残高をもとに記入することになります。

②預金

事業で使用している預金通帳別に12月31日現在の残高をそのまま記入します。今後の預金通帳の取り扱いについては、生活費や個人分についてはできるだけ預金通帳を分け、事業についてのみ扱う専用の口座を独立させて扱うと記帳や決算整理が便利です。

③売掛金

販売などによる農畜産物の売上代金で、12月31日現在でいまだ代金が回収されずに未収入となっている金額をその相手先別に確認をして、一覧表を作成した上でその合計額を記入します。

④未収金

販売や飼料など依頼によって有償で分けた農畜産物以外の売却代金等で、12月31日現在でいまだ代金が回収されずに未収入となっている金額をその相手先別に確認をして、一覧表を作成した上でその合計額を記入します。

⑤棚卸資産

12月31日現在で在庫となっている販売目的の農畜産物や飼料、農薬衛生費などの原材料の金額で、決算によって確認されている（決算書に記入されている）額を記入します。

⑥建物

⑦構築物

⑧機械装置

⑨車両運搬具

⑩工具・器具・備品

⑪動物・植物

⑫土地

決算書の減価償却明細書により固定資産別に区分整理をし、未償却（期末残高）を記入します。

土地の評価は税務署の指導により一般には

固定資産税の評価額で計上するように指示されていると思いますが、それぞれ各地域によって評価の方法を統一して計上して下さい。

⑬繰延資産

決算書の減価償却明細書により固定資産の種類別に区分整理をして、未償却残高（期末残高）を記入します。

⑭外部出資

J A（農業協同組合）や関係団体などに出資している額を計上します。

2) 負債

①短期借入金

事業上の借入金で、J Aや金融機関または個人（他人）などから1年未満の返済で借り入れて、前年の12月31日現在で返済されずに残っている金額の残高を相手先別・資金別に確認（借入先と照合するとよい）して、1年未満に償還すべきものを短期借入金とし、償還期間が1年以上にわたるものを長期借入金として区分して計上すると経営の内容がよく分かります。なお、前年の12月31日までの間に未払いとなっている利息についても確認をして未払利息として計上します。

②買掛金

事業上の商品または飼料等の原材料取り引きで、前年の12月31日現在で未払いとなっているもの。相手先別に金額を調べて確認の上、計上します。

③未払金

商品または原材料以外のもので、前年の12月31日現在で未払いとなっているもの。相手先別に金額を調べて確認の上、計上します。

④未払利息

借入金の利息で、前年の12月31日現在で未払いとなっているものを調べて確認の上、計上します。

⑤預り金

将来支払うことになっているがいったん入金をし、これを預かっているようなもの。例えば、専従者や雇い人などの給与に対する源泉所得税などで、前年の12月31日現在で預かっているものがあればこれを確認して計上します。

⑥長期借入金

期末の残高を確認（借入先と照合すると良い）して、1年未満に償還すべきものを短期借入金とし、償還期間が1年以上にわたるものを長期借入金として区分して計上します。

3) 元入金(資本金)

前年度の決算書から新年度の元入金は次の

ように計算します。

(図1) 貸借対照表 (〇年〇月〇日現在)

金 の 使 途	資 産	流動資産	流動負債	負 債 (2)	金 の 出 所
		固定資産	固定負債		
	(1)	繰延資産	元入金	純 資 産 (3)	
			利益(所得)		

$$\text{期末元入金(純資産)(3)} = \text{資産合計(1)} - \text{負債合計(2)}$$

(期末元入金 = 期首元入金 + 青色申告特別控除前の当期所得 + 事業主勘定 (+ (事業主借 - 事業主貸)))

以上、本稿では青色申告のメリットと申告の手続き、複式簿記への切り替え方法について述べました。次回は畜産経営の法人化について紹介します。

(筆者：農業経営コンサルタント)

●中央畜産会・新刊のご案内●

畜産経営者のための青色申告の手引き

11月下旬発売予定!

一改訂消費税 平成18年版一

森 剛一・志渡和男 共著

畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。本書は、好評を博した初版(平成15年発行)の改訂版で、消費税の取り扱い方法など、各種税制の改正に対応しているほか、単式簿記から複式簿記への切り替え方法については、より詳しい解説を加え、全面改訂を行いました。畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

【主な内容】

- 第1章 青色申告の制度
- 第2章 畜産経営の簿記記帳実務
- 第3章 決算と確定申告
- 第4章 事業継承と法人化の税務

価格・税込2,625円 (送料別)

◎お問い合わせ・ご予約は下記へ

(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5(虎ノ門17森ビル)
 TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205
 E-mail book@jlia.jp
 URL http://jlia.lin.go.jp/



明日への息吹

負債整理病から脱却できた人々

—戻ってきた後継者Kさんの事例—

小野地 一樹

はじめに

本誌183号（平成17年2月15日発行）にて掲載した「明日への息吹」の中で「負債整理病から脱却できた人々（戻ってきた後継者の事例）」を紹介しました。この事例は乳用種育成経営（肥育モト牛生産経営）で、北海道の道東で経営を営んでいます。

アメリカ産牛肉の輸入再開が世間を騒がせている昨今、「食卓の定番 国産若牛」のキャッチフレーズで皆さんもご存知の乳用種牛肉は、安全・安心生産と消費拡大を官民あげて取り組んでいます。しかし、この乳用種牛生産経営は、牛肉輸入自由化と国内でのBSE発生により負債整理経営となった経営体が多数あります。特にBSE発生前に負債整理経営であった経営体の立て直しは非常に困難で、多くの農家が離農や経営転換を強いられました。

今回再度紹介するこの事例も、BSE発生以前に負債対策となった経営ですが、その後、どのように経営を立て直したのか詳細に紹介



（写真1）幼牛舎

します。

戻ってきた後継者との 出会い

平成12年、「戻ってきた後継者」は「嫁さん」を連れて、戻って来ました。前回紹介した内容にもある通り、多額の借金と老朽化した施設で、誰しも後継者は戻らないと思っていました。JAの営農担当者すらその思いでした。

診断依頼を受けて、現地に出向きJAの担当者との打ち合わせの中で経営主から「後継者が戻ってくれただけでもありがたい。まし



(写真2) カーフハッチとたい肥舎



(写真3) 育成舎

て多額の借金の経営を継承する意思で戻った、なんとしても立て直したい」と言われたのです。

私は長年、負債整理資金を担当していますが、実は本人(戻ってきた後継者、以降「Kさん」と呼びます)に会うまで不安でした。いままで何人も負債経営の後継者に対策を行いましたが、ほとんどの場合、裏切られてきたからです。

しかし、Kさんの場合、十勝管内の乳用種一貫生産農場で従業員として働き、飼養管理技術を完璧にマスターしていました。庭先での聞き取り調査でも、正確に数値データを把握していましたし、将来構想においても実現性のある内容で話してくれました。

診断初年度の状況

平成14年に初年度の診断調査分析を、前年の平成13年実績で実施しました。通常通り庭先での聞き取り調査以前に、農協で収支状況

や肥育成績および借金の調査を行い、経営の概要は頭に入っていました。Kさんの経営では売上高負債比率が99%と高いうえに、元利償還が約1000万円と多く、薄利多売の乳用種モト牛経営では非常につらい状況にあったのです。

正直言って第一印象は、老朽化した牛舎で道路に面したD型ハウス牛舎など、なまこ鉄板の穴から外が見える状態で、診断者の目から見ると最悪の印象でした。しかし、牛舎を回るうちにカーフハッチ群の中にKさんの奥さんが哺乳する姿が目に入り、少し元気が出てきました。

カーフハッチの前でKさんと奥さんを変え、哺乳期・哺育期の重要性を説明する前にKさん自ら、重要性と現状の給与方法の説明がありました。私がいつも庭先で説明する内容そのものを言われ、最悪の第一印象が吹き飛びつつ顔がほころんでいました。説明された飼養管理技術は、以前働いていた十勝管内の乳用種一貫生産農場で、理論と実践を体得したことも後に知らされたのです。

(表1) 飼養規模 単位：頭

区分	常時飼養頭数	導入頭数	出荷頭数
平成13年	336.5	603	617
平成15年	365.3	690	704
平成17年	376.3	762	660

(表2) 導入・出荷成績 単位：頭、円、kg

区分	導入			出荷			
	頭数	単価	体重	頭数	単価	月齢	体重
平成13年	603	50,564	52.9	583	82,361	6.4	300.8
平成15年	690	47,891	49.7	704	52,218	6.5	301.1
平成17年	762	44,013	49.5	660	99,413	6.7	296.8

(表3) へい死 単位：頭、ヵ月、円

区分	へい死			事故率	
	頭数	平均月齢	平均損失額	対導入頭数	対常時頭数
平成13年	36	3.1	79,418	6.0	10.7
平成15年	29	2.1	62,856	4.2	7.9
平成17年	41	3.8	38,119	5.4	10.9

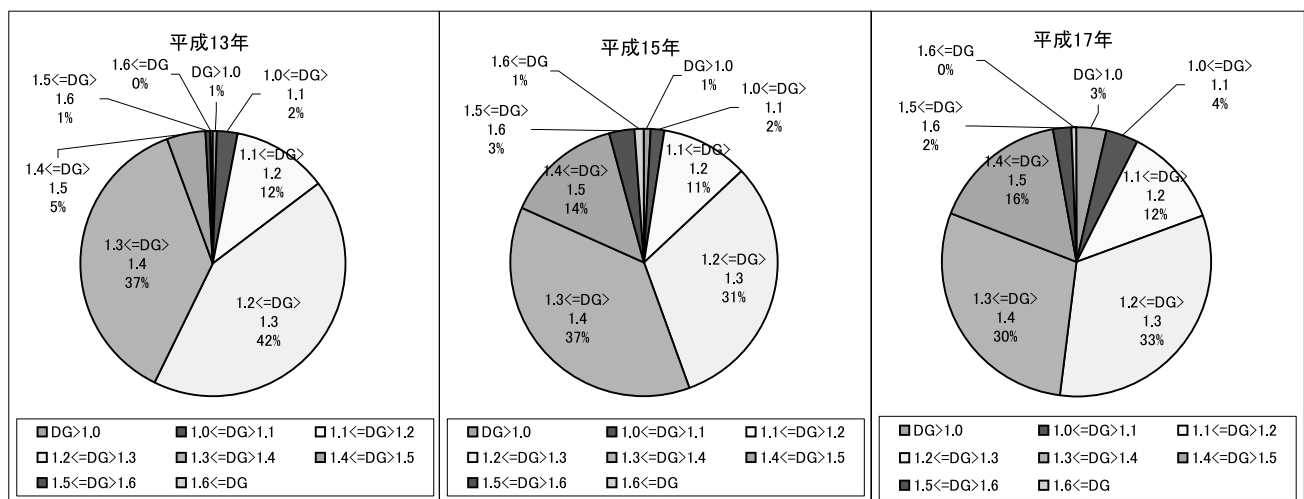
(表4) 出荷成績詳細 単位：kg、円、ヵ月、日

区分		出荷成績									
		導入体重	導入価格	導入月齢	肥育日数	出荷体重	出荷月齢	DG	1頭単価	販売-導入	左-飼料費
平成13年	対象頭数	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546
	平均	50.7	52,408	0.3	196	300.5	6.4	1.28	83,871	31,464	-5,445
平成15年	対象頭数	704	704	704	704	704	704	704	704	704	704
	平均	50.3	52,201	0.3	193	301.1	6.5	1.31	52,218	18	-43,081
平成17年	対象頭数	660	660	660	660	660	660	660	660	660	660
	平均	49.6	44,981	0.5	193	296.8	6.7	1.28	99,413	54,432	9,634

(表5) DG別出荷頭数

区分		DG>1.0	1.0<=DG<1.1	1.1<=DG<1.2	1.2<=DG<1.3	1.3<=DG<1.4	1.4<=DG<1.5	1.5<=DG<1.6	1.6<=DG	合計
		平成13年	頭数	3	13	65	232	202	26	3
	割合	0.5%	2.4%	11.9%	42.5%	37.0%	4.8%	0.5%	0.4%	100.0%
平成15年	頭数	5	12	75	221	262	99	22	8	704
	割合	0.7%	1.7%	10.7%	31.4%	37.2%	14.1%	3.1%	1.1%	100.0%
平成17年	頭数	23	27	79	214	190	108	16	3	660
	割合	3.5%	4.1%	12.0%	32.4%	28.8%	16.4%	2.4%	0.5%	100.0%

(図1) 年次別DG別出荷頭数の割合



(表6) 販売モト牛1頭当たり生産原価

単位：円

科目	平成13年		平成15年		平成17年	
	販売モト牛 1頭当たり	1日当たり	販売モト牛 1頭当たり	1日当たり	販売モト牛 1頭当たり	1日当たり
購入飼料費	39,296		42,518		54,471	
モト畜費	58,995		48,804		59,740	
敷料費	4,145		3,878		4,185	
その他費用	26,512		25,254		33,162	
当期合計	128,948		120,454		151,558	
期首飼養牛評価額	30,847		36,777		32,612	
期末飼養牛評価額	28,973		28,239		39,530	
差引生産原価	130,822	631	128,992	681	144,640	618
利息算入原価	138,574	668	131,585	695	147,021	628
総原価	147,516	711	141,289	746	162,415	694

このほかすでに全頭除角が実施され、Kさん自ら除角牛の販売先を見つけ付加価値を高めた販売を実施したいという要望を知らされ、JAの営農担当者とともに診断者として「戻ってきた後継者」を生かさなければと確認し合ったのです。

経営の概要は別表1～8、図1に整理しましたので、参考にして下さい。

具体的改善対策

診断当初はJA合併により、Kさんが所属する支所では資金協議を主とする営農支援のみで、家畜の販売は別部署で実施していました。重要な問題点の1つとして出荷体制があり、毎月出荷可能な頭数は30頭ですが実際の出荷は家畜輸送車の1車単位20頭で、10頭分が次回に先送りされていた点です。このことにより、次回送りになった10頭は除角により

付加価値を付けて買ってくれるものの、規定体重を超した場合、体重が多くても規定体重までの支払いとなり、出荷回転率への影響と本来取得できるはずの売上高を圧迫していました。

状況として、現状の施設を利用し最大限の頭数を飼養しているも

の、出荷体制からも償還額からも飼養規模が小さく、700頭販売規模へ改善する対策をJA本所の営農部長を交え協議し、JAは早急に対処しました。

具体的な対策としては以下の通りです。

- ① 販売頭数の拡大（分岐点分析により700頭出荷）
- ② 施設の拡大（無償提供されるスーパーハッチ6基の利用）
- ③ 粗飼料対策（ラップグラスサイレージの利用、近隣酪農家からの無償提供を利用）
- ④ 個体情報の整理（疾病、治療、増体等、販売時の付加価値造成）

対策の実行

具体的改善の実行では、JAがバイヤーと折衝して規定体重のアップを実施しました。

(表7) 販売モト牛1頭当たり損益計算書

単位：円、%

科目	平成13年		平成15年		平成17年	
	販売モト牛 1頭当たり	構成比	販売モト牛 1頭当たり	1日当たり	販売モト牛 1頭当たり	1日当たり
モト牛販売	87,904	68.3%	61,242	48.1%	117,089	68.9%
奨励金等	5,415	4.2%	4,531	3.6%	5,228	3.1%
子牛補給金等	35,321	27.5%	61,571	48.4%	47,502	28.0%
収益計	128,640	100.0%	127,344	100.0%	169,819	100.0%
当期費用	128,948	100.2%	120,454	94.6%	151,558	89.2%
期首飼養牛評価額	30,847	24.0%	36,777	28.9%	32,612	19.2%
期末飼養牛評価額	28,973	22.5%	28,239	22.2%	39,530	23.3%
差引生産費用	130,822	101.7%	128,992	101.3%	144,640	85.2%
売上総利益	-2,182	-1.7%	-1,648	-1.3%	25,179	14.8%
販売管理費計	16,694	13.0%	12,297	9.7%	17,774	10.5%
事業利益	-18,876	-14.7%	-13,945	-11.0%	7,405	4.4%
事業外収入	1,612	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
事業外支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
当期純利益	-17,264	-13.4%	-13,945	-11.0%	7,405	4.4%
家族労働費	17,493	13.6%	14,710	11.6%	17,642	10.4%
所得	229	0.2%	765	0.6%	25,047	14.7%

このスーパーハッチの完成で、約60頭の收容能力が向上し実績として、平成15年の出荷頭数は704頭と13年に比べ121頭増え、販売頭数の改善目標は達成しました。このほかスーパーハッチ利用により、幼牛舎での飼養密度が減少し事故率も低下しています。

この間、JA支所の営農担当者（現営農課長）と私を震撼させたエピソードがあります。施設地のうち土地が低く牛舎建設ができない場所に、道路工事の残土処理のために土地を提供していました。Kさんはこのお礼として200m²程度の鉄筋入りのたい肥盤をつくってもらったのです

(表8) 安全性の分析

科目	単位	平成13年	平成15年	平成17年	適用
常時飼養1頭負債額	千円	234	157	119	期末負債残高/ 常時頭数
売上高負債比率	%	99.0	64.1	44.8	期末負債残高/ 収益計
支払い利息率	%	6.0	2.0	1.4	支払利息/収益計
自己資本比率	%	-54.4	-8.8	32.8	期末自己資本/期末 資産合計
固定費率	%	-137.6	-24.6	86.6	期末自己資本/期末 資産合計

より重要な飼養頭数拡大のためのスーパーハッチについては、そのままトラック輸送ができず、一度解体した後に輸送し、組み立て直しの作業となりました。この作業はKさんの父親（現経営者）が精力的に行い、溶接作業で目を痛めながらも平成15年の早春に6基すべて新品同様に完成しました。

が、工事途中で私たちが現場を見てしまい、「JAに相談なしに施設建設か！」と2人で顔を見合わせました。

ぼうぜんとならずむ私たち2人の前へ、Kさんが現れ「相談しなくてごめんなさい。これただでつくってもらったの」と経緯の説明があり、安どしました。このたい肥盤は平成



(写真4) スーパーハッチ全景

16年に自己資金で屋根がけをして、立派なたい肥舎となりました。すべて自己資金ですから畜舎への転用も可能です。

Kさんの改善への取り組み

Kさんは、飼養管理技術および経営感覚の原点である、十勝管内の乳用種一貫生産農場での体験を確実に自分のものとして成長させています。このことが毎年1000万円近い元利償還を可能し、平成13年に比べ17年では負債残高が約半分まで減少しました。私にとって、4年間でこれだけ劇的に借入金残高を減少させた経営をみるのは初めてです。過去に酪農経営で売上高負債比率300%から200%台まで数年間で減らした経験はありますが、残高が半分に減少したKさんにはただただ脱帽です。

この残高減少の陰には、増頭を可能にした家族一丸となった努力（農外労働の収益による家計費補てんや経営主の奥さんとKさんの奥さんの努力など）と、Kさんの販売戦略が



(写真5) 完成したたい肥舎

相乗効果を発揮しています。

現在、さらに価値を付加するため除角のみでなく、販売時に個体別に治療歴や投薬情報を提供し、安定したバイヤーの確保と有利販売に努めています。

J Aとの連携では、初生子牛の導入からモト牛の販売まで、顔の見える（素性が明確になる）取り引きを行っています。

しかし、すべて問題なしで進行しているわけではありません。残念ながらこの農場へは3相電気がきていないため、肥育経営の生命線である水の確保が保証できていません。

現在、モト牛経営を営んでいますが、淘汰牛等のリスク解消にも一貫肥育体系が必要な時期が近づきつつあります。今後、経営変革の時期にどのように対処すべきか十分に煮詰めておく必要があります。経営は画一的なものではなく、類似することはあるもの、同じ条件下でも同じ経営はありません。これから経営を移譲されて、実質経営者として経営才覚が大きく花開くことを診断者として念じています。

（筆者：社北海道酪農畜産協会・総括畜産コンサルタント）

お知らせ

平成19年度からの肉用牛肥育経営安定対策事業 (マルキン事業) の契約について

1 事業の概要

肉用牛肥育経営の特徴として、モト牛の導入から肥育牛の出荷までに一定の期間を要することから、導入時のモト畜価格と出荷時の枝肉価格の水準によっては、収益性の悪化が懸念されます。

このため、社団法人中央畜産会では、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に、独立行政法人農畜産業振興機構（以下、機構）の補助を受け、平成13年度より肉用牛肥育経営安定対策事業（通称：マルキン事業）を実施しています。

この事業は、契約した生産者からの拠出金と機構の補助により基金を造成し、枝肉価格の低下などにより、肉用牛肥育経営の推定所得が一定水準を下回った場合、その水準に応じて、契約生産者に対して補てん金を交付する仕組みです。

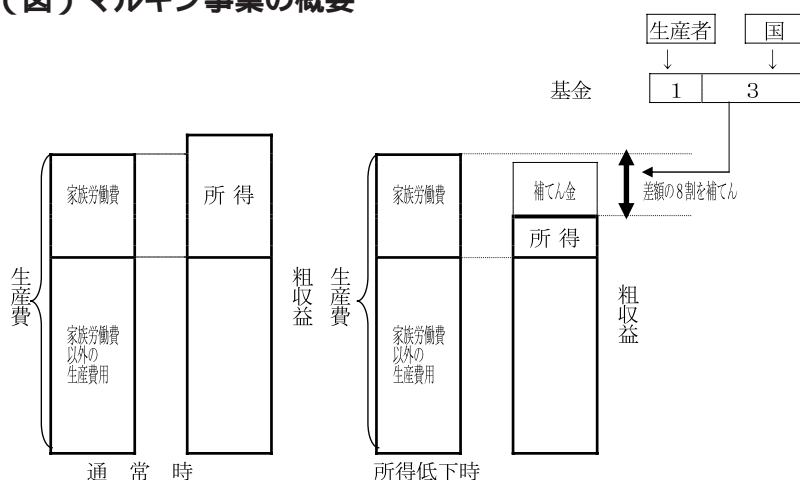
これまでも、全国の多くの肉用牛肥育経営が本事業に加入しており、平成17年の実績では、契約者数約1万人、肥育牛の頭数としては約80万頭が、この事業の対象となっています。

最近、米国産牛肉の輸入再開による国産牛肉への影響が懸念されていますが、現在のところ、枝肉価格は高値安定で推移しております。しかし、肥育モト牛の供給不足等の影響でモト畜費は高騰しており、このような状況

を踏まえると、枝肉価格が低下した場合の肉用牛肥育経営の収益性悪化のリスクは高まりつつあるといえます。

このため、枝肉価格の低下等による収益性の悪化に備え、マルキン事業に加入して、経営の安定のため本事業を活用していただきたいと考えています。

(図) マルキン事業の概要



2 事業の実施期間

マルキン事業は3ヵ年ごとの実施期間（業務対象年間）となっており、現在は平成16年度から平成18年度までが2回目の業務対象年間となっています。

平成19年度からは、3回目の業務対象年間（第3業務対象年間）として、平成21年度までの3

カ年間で事業を実施することを予定しています。

3 契約要件

マルキン事業に契約いただくためには、いくつかの要件があります。

- ① マルキン事業は、地域ごとの肉用牛肥育経営の情勢を踏まえて実施され、道府県畜産協会等の都道府県知事が認めた県団体が県単位で基金造成等を行います。よって、原則として契約希望者は、農場の所在する区域の県団体と契約していただきます。(属地主義)
- ② 契約者は、牛を肥育する者であり、その牛にかかる損益が帰属する者となります。(損益の帰属)
- ③ 業務対象年間途中からの契約はできません。

また、第3業務対象年間(平成19~21年度)からは、新たに次の要件が加わりました。

- ④ 認定農業者または認定農業者に準ずる者として都道府県知事が特例的に認めた者(知事特認)であること。

つまり、第3業務対象年間からマルキン事業の契約者は、「牛に係る損益が帰属する者」であり、かつ「認定農業者(または知事が特例的に認めた者)」であることが必要となります。

なお、マルキン事業への契約を希望する者で、現在、認定農業者または知事特認を受けていない人、申し込み方法や必要書類等がわからない人は、大至急、農場が所在する都道府県畜産主務課または道府県畜産協会等の県団体に問い合わせてください。

4 仮契約申し込みの締め切り

第3業務対象年間(平成19~21年度)の契約期間は平成19年1月1日~平成21年12月31日までとなります(平成19年1月1日から第3業務対象年間が正式に開始されるまでの間は仮契約期間)。

このため、平成18年12月末日が仮契約申し込み締め切りとなっていますので、契約を希望する場合には、契約要件を満たしていることを確認いただき、至急、農場が所在する道府県畜産協会等の県団体に申し込みしてください。原則として平成19年1月1日以降の申し込みはできませんので注意してください。

なお、申し込み手続きや締め切り等についての詳細については、必ず道府県畜産協会等の県団体に確認してください。

5 その他

マルキン事業への契約は、それぞれの経営者の判断によるものであり、契約を希望される方々からの申し込み制となっていますので、申し込みを検討されている場合は、まず道府県畜産協会等の県団体に相談してください。

あいであ&アイデア

生産性の向上と労働力の低減を目指した牛舎設計

田中 隆介

長崎県壱岐市勝本町で肉用繁殖雌牛30頭を飼養する加藤健さんは、牛舎の建築段階から子牛の採食ムラをなくすための工夫と働きやすい牛舎を目指した設計を行っています。

加藤さんは、肉用牛専業経営へ転換した当時は10頭規模の牛舎でしたが、平成10年に30頭規模の増頭を目指して牛舎を新しく建築し、以降、常時繁殖雌牛30頭が飼養されています。

生産性の向上と高齢者でも無理なく牛の飼養管理ができる牛舎について紹介します。

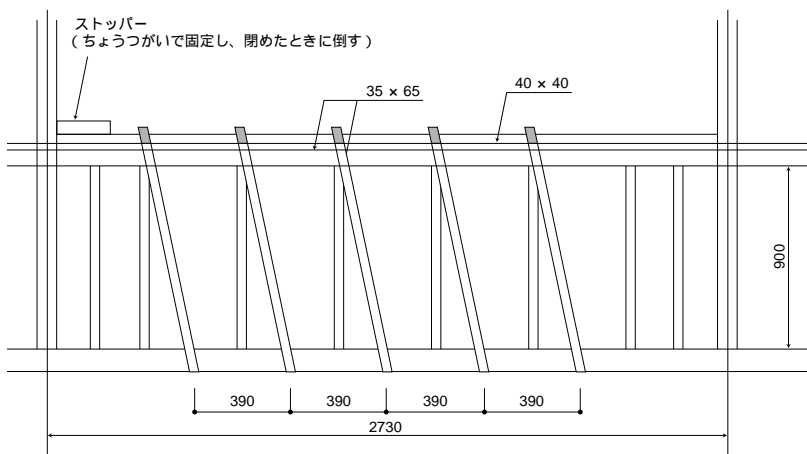
子牛用の連動スタンション

繁殖雌牛の飼養頭数が増えると、子牛の育成は群管理による飼育が通常となります。

しかし、期別による群飼育では、子牛が摂取する濃厚飼料量にムラが発生することが懸念されました。

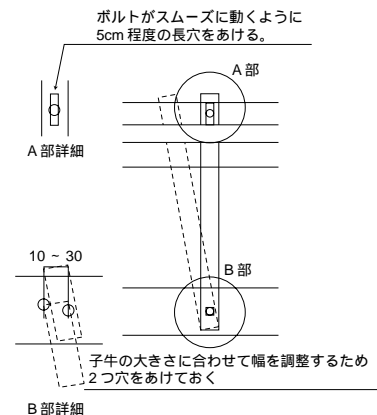
そこで、考案したのが子牛用の連動スタンション（写真1）です。子牛用ですが、スタンションにより給餌することによって、必要な量を個別別に管理して濃厚飼料を給与することができるため子牛育成の斉一性に効果をあげています。また、子牛の発育に応じてスタンションの

（図1）1房当たりの設計図



〔特徴〕 5連（2.73m）で材料費約2500円と安値で作成できます。
子牛の発育に応じて、スタンション幅を調整できるように工夫しています。

（図2）調整用の設計図



幅を調整できるようになっていることも特徴の一つです
(図1・図2)。

労働力軽減のための牛舎

加藤さんの経営の労働力は、健さんと奥さんの2人です。この地域で牛を飼養している農家は約20戸ありますが、繁殖雌牛を飼養しているのは加藤さんを含め5戸となっており、その年齢構成も75歳を最高齢に50歳代後半の人ばかりです。

そのような高齢者でも、繁殖雌牛を飼養していくために、少しでも労働力を削減できないかと考え建築されたのが写真2の牛舎です。

構造の特徴としては、通路を牛床から85cm上げていることです。

この効果として次の2点のことが挙げられます。

牛が採食時に食べ散らかした飼料は、飼槽と通路が同じ高さのため、ほうきで飼槽にかき落すだけで通路の清掃ができ、併せて、無駄に捨てる飼料も少なくなる。

通路入口に斜路(スロープ)の勾配を緩やかにつけたことにより、軽トラックが無理なく進

入することができるため、通路左側(子牛房)上に設けた飼料保管スペースに飼料を運び入れる際には、軽トラックの荷台から難なく投げ入れることができる(写真3)。

このように牛舎を設計する段階から生産効率や働きやすさを考慮することによって、毎日の作業効率も格段に向上します。これから牛舎を建築される人は、日々の労働や生産効率のアップを考えた設計を考えてみてはいかがでしょうか。

(筆者：長崎県沓岐農業改良普及センター・主任技師)



(写真1) スタンションでの濃厚飼料採食時の様子



(写真2) 工夫がこらされた牛舎内部



(写真3) 低めに設計した飼料保管スペース